

都内社会福祉法人の評議員会及び理事会の開催状況（令和5年4月1日時点）

- 評議員会の開催状況については、社会福祉法人現況報告書の「7.前会計年度に実施した評議員会の状況」から、「(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日」、「(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者」及び「(5)うち開催を省略した回数」を集計しました。評議員会は、毎会計年度終了後、一定の時期に必ず招集される定時評議員会のほか、必要がある場合には、臨時でいつでも開催することができます。
- 理事会の開催状況については、社会福祉法人現況報告書の「8.前会計年度に実施した理事会の状況」から、「(1)理事会ごとの理事会開催年月日」、「(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者」及び「(5)うち開催を省略した回数」を集計しました。理事会は、開催回数に関して特に法令上の規程はありませんが、理事長及び業務執行理事の職務執行報告回数（原則年4回、定款に規定があれば年2回）は最低必要です。その他必要に応じて、何回でも開催することができます。
- 「(5)うち開催を省略した回数」は、いわゆる「決議の省略」と呼ばれ、議決に加わることができる評議員又は理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会又は理事会の決議があったものとみなされます。「決議の省略」の決議事項には、法令上の制限はありませんが、慎重な審議を要する議題・議案には用いるべきではないものと考えられています。

| | 法人数 | 評議員会（平均） | | | 理事会（平均） | | |
|-------|------------|----------|--------|-----------|---------|-------|-----------|
| | | 年度開催回数 | 出席評議員数 | 開催を省略した回数 | 年度開催回数 | 出席理事数 | 開催を省略した回数 |
| 全法人 | 1,053 | 1.9 | 8.6 | 0.4 | 4.4 | 6.5 | 0.8 |
| 事業区分別 | 保育のみ経営 | 386 | 1.5 | 6.7 | 0.4 | 4.1 | 5.9 |
| | 障害のみ経営 | 195 | 2.1 | 7.2 | 0.4 | 4.6 | 6.3 |
| | 介護のみ経営 | 148 | 1.9 | 6.9 | 0.5 | 4.0 | 6.0 |
| | 複数事業を経営 | 211 | 2.1 | 7.5 | 0.5 | 5.0 | 6.5 |
| | その他 | 113 | 2.7 | 17.1 | 0.5 | 4.5 | 9.5 |
| 収益規模別 | 5億未満 | 553 | 1.8 | 8.1 | 0.4 | 4.1 | 6.2 |
| | 5億以上10億未満 | 241 | 1.8 | 8.3 | 0.4 | 4.3 | 6.6 |
| | 10億以上20億未満 | 138 | 2.1 | 10.0 | 0.5 | 4.8 | 7.0 |
| | 20億以上30億未満 | 56 | 2.0 | 8.3 | 0.4 | 5.3 | 6.8 |
| | 30億以上 | 65 | 2.5 | 9.7 | 0.6 | 6.2 | 7.4 |

(注) 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。